**医療施設の点検実施状況等調査実施要領**

**１．調査対象**

　　病院（独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、独立行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する施設、公的医療機関）

【留意点】

・調査単位は、都道府県及び市区町村（一部事務組合等を含む）の医療施設の管理者毎です。

・個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）において対象となる医療施設全体の対応状況について調査します。

**２．調査内容**

個別施設について、建築基準法第12条第1項及び同法第12条第2項に基づく定期点検（以下「法定点検」という。）の実施状況、及び是正事項の改善状況。

（１）調査時点：令和3年3月31日時点

（２）調査期間：平成30年４月１日～令和３年３月31日

（３）点検内容：法定点検の実施状況

　（４）その他　：・法定点検の詳細については、別添の参考資料を参照してください。

・各調査項目について、本要領に従って記入することが困難な場合は、医政局総務課に対応方法を確認してください。

**３．調査項目及び留意点**

（１）①個別施設計画対象施設数

　　　②個別施設計画の対象施設のうち、法定点検の対象となっている施設の総数

**【以下の調査項目は、上記３．（１）で法定点検の対象となっている施設がある場合のみ回答】**

（２）①法定点検を行った施設数

　　法定点検実施済みの施設数を記載ください。

　　　②点検未実施の施設名、対応方針、実施予定時期等

　　点検未実施の施設については施設名、対応方針、実施予定時期につき記載ください。

【留意点】

・平成30年4月1日～令和3年3月31日の間の法定点検の実施状況を回答してください。

・新築や増改築等に伴う建築基準法上の完了検査を一定の年数以内に受けており、調査時点で点検を行う必要がないなど特別の事由がある施設は、点検実施済みと判断したうえで集計ください。

・１自治体において点検未実施の施設が複数ある場合、１施設ごとに行を分けて記載ください。

（３）個別施設の法定点検の結果、要是正箇所があった施設数

　　点検の結果、修繕等何らかの対応が必要であることが判明した施設数について記載ください。

（４）要是正箇所の対応が完了した施設数、着手済みであるものの未完了の施設数

　　　①要是正箇所の対応が完了した施設数

　　　②要是正箇所の対応に着手済みであるが、未完了の施設数

　　　　②-１　未完了の施設名、完了予定時期

　　　③要是正箇所の対応予定はあるが、未着手の施設数

　　　　③-１　未着手である施設名、理由、着手予定時期、完了予定時期

④要是正箇所はあるが、対応不要な施設数

　④-１　要是正箇所はあるが、対応不要な施設数

　　　　※直近に取り壊し予定であるなど、是正の必要がない施設については④として計上したうえで④－１に対応不要である施設名及び理由を記載ください。

　　　⑤要是正箇所はあるが、対応目途が立っていない施設数

　　　　⑤-１　対応目途が立っていない施設名、理由

　上記①～⑤について記載ください。

【留意点】

・令和3年3月31日時点の対応状況を回答してください。

**４．調査結果の公表**

集計した点検実施率、修繕実施率については、事務連絡本文に記載の会議等において公表することを予定しています。